

秋田沿岸検討委員会

設立趣意書

平成12年4月に海岸法が改正され、“防護”だけでなく、“海岸環境の整備と保全”や“公衆の適正な利用”にも配慮し、バランスのとれた総合的な海岸管理が必要となった。

国は平成12年5月に、海岸の望ましい姿の実現に向けて、海岸保全基本方針を策定している。この方針は、海岸を国民の共有財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを海岸保全の基本的理念とし、「防護」、「環境」、「利用」が調和し地域の特性を活かしてともに歩む海岸づくりを目指すものとなっている。

これに基づき、県は平成15年10月に、“安全で美しい海岸空間の創出”を目指して、総合的な海岸保全をより一層推進していくものとして、秋田沿岸海岸保全基本計画を策定した後、平成28年2月に「海岸保全施設の維持または修繕に関する事項」を追記し変更している。

このような背景の中、令和2年7月に「気候変動を踏まえた海岸保全のあり方提言」を受け、海岸保全基本計画に定める事項として、「海岸の防護に関する基本的な事項」が規定され、このことを含め令和2年11月に海岸保全基本方針が変更された。これに基づき、海岸保全基本計画を変更する必要がある。

また、平成27年5月に水防法が改正され、想定し得る最大規模の高潮に対する危機管理・避難警戒体制の充実を図るため、高潮により相当な損害が生ずるおそれがある海岸を「水位周知海岸」と指定し、高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位として「高潮特別警戒水位」を設定するほか、高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定することとなった後、令和3年5月に一部水防法が改正され、浸水リスク情報の空白域を解消するため、原則全ての沿岸において「高潮浸水想定区域」をできるだけ早期に指定するよう努めることとされた。これに基づき、高潮浸水想定区域を指定する必要がある。

今般、秋田沿岸海岸保全基本計画の変更をはじめとする海岸保全に関する基本的な方針等の見直し及び計画の策定等を行うにあたり、学識経験者や行政関係者から幅広い意見をいただくため、「秋田沿岸検討委員会」を設立するものである。